主 文

被告人Aを懲役四月に、被告人B、同C、同Dを各懲役弍月に処する。 但し、本裁制確定の日から、被告人Aに対しては、参年間、被告人B、同C、同Dに対しては夫々弍年間、右各刑の執行を猶予する。

訴訟費用は全部被告人等の連帯負担とする。

理由

被告人Aは、昭和十七年二月本籍地の国民学校高等科を修了し、同年同月国鉄名古屋鉄道局高山機関区庫内手とたり、昭和十九年三月機関助士見習を命ぜられ、同年六月機関助士となつたもの

被告人Bは、昭和十九年三月本籍地の国民学校高等科を修了し、同年四月同機関区庫内手となり、昭和二十年二月機関助士見習を命ぜられ、昭和二十二年十二月機関助士となつたもの

被告大Cは、昭和十九年三月本籍地の国民学校高等科を修了し、同年四月同機関 区庫内手となり、同年十一月機関助士見習を命ぜられ、昭和二十年三月機関助士と なつたもの

被告人Dは、昭和十九年三月本籍地の国民学校高等科を修了し、同年四月同機関区庫内乎となり、昭和二十年三月機関助士見習を命ぜられ、昭和二十二年二月機関助士となつたものであるが

証拠を案ずるに、判示事実は

一、 被告人Aの当公廷に於ける、判示高出発八六四列車に乗務する義務のあつたこと並に判示業務の運営能率を阻害した点を除き、判示関係部分に付、判示同旨の供述

一、 被告人B、同C、同Dの当公廷に於ける、判示のような原因による闘争手段として職場離脱するについて、深い考慮を拂わずに漫然と附和雷同したと陳述する外、別示業務の運営能率を阻害した点を除き、判示関係部分に付、判示同旨の各供述

一、被告人Aに対する司法警察官の第一回訊問調書中、私は高山機関区の機関助士として対ましたが、昭和二十三年八月初頃、公務員の労働運動に大十三年八月初頃、公務員の労働運動に大井三年八月初頃、公務員の労働運動に思って居りましたのでは、非常に思って居りましたのでは、非常に思って居りましたのでは、非常を放棄する目的では、1年を表すると共動機を経済を放棄する目的では、1年を表するとと、東に、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表すると、1年を表する。1年を表すると、1年を表すると、1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表するる。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表する。1年を表するる。1年を表する。

一、 当審証人Fに対する受命判事の尋問調書中、私は昭和二十一年十二月一日から名古屋鉄道局高山機関区長を命ぜられ、今日に至つて居ります。昭和二十三年八月三十一日高山機関区の機関助士十二名が、監督者である私の諒解もなく、職場 を離れたことがあります。そのため、普通の業務の運営方法では、支障が生じるの で、次のように臨時の措置をとりました。即ち、高山機関区には、機関助士が定員 七十名のところ、実人員七十八名居りましたので、十二名職場を離れたため、定員 より四名不足することになりました。そこで従来定員超過の八名に有給休暇を與えていたのを、やめさせ、機関士見習に機関助士の代行をさせ、更に従来一仕事に西噸以上石炭を焚くときは、機関助士が二名乘車することになつて居り、その一人を補助者と謂いますがその補助者の定員十三名を九名に減じました。以上のように、供 色々とやりくりして、現実には支障のないように致しました。機関助士には、予備 員があり、これは他の機関助士が病気や有給休暇で休みますとき、その代りとし て、機関助士の仕事をする者でありまして、いつも予備員の交番表を一仕業毎に作り、乗車二日前にこれを予備員に知らせることになつて居りますが、予定した仕事に変更を生じた場合には、当日の運轉助役から本人に対し通知することになつて居ります。その通知は、本人に直接口頭でできれば、それでよいのですが、口頭通知ができない。 ができないときは、小使に通知書を持たせて通知するとことにし、乗務時間の正確 を期するため、通知書を受けた予備員の押印を求めます。しかしその押印は通知の 確実を期する趣旨のものに過ぎませんから、予備員の押印のあるなしによつて乗務 の義務に影響を来たすことはありません。被告人の中Aは、予備員でありまして、 同人に対し、八月三十一日十二時二十五分八六四列車に乗務するよう通知書を出し ましたが、Aの所在が判らず通知ができませんでした。同人は、その前日八月三十 日から探し求められていたのですが所在が判らなかつたのです予備員は、何時でも 呼出に応じられるように待期して居なければならないもので無断で職場を離れては ならないものですとの旨の供述記載

当審証人Gに対する受命判事の尋問調書中、私は名古屋鉄道局高山機関区 の機関士ですが、高山機関区から十二名の機関助士が職場を離脱しましたが、その 人達は、政令第二〇一号が出て、労働者の団体交渉権や同盟罷業権が剥奪されたと ころえ、やがて国家公務員法が同じような規定に改正されようとしたので、その反 対闘争のために職場離脱したものと思います。右の十二名は、前から反対闘争をし て居りましたところ、北海道や松本から職場を放棄して來た同業者が話をしてそれ に共鳴し、俄に離脱したものと思います。右離脱のため、列車の運行には支障はあ りませんでしたが、支障のないようにするため、相当苦しいやりくりをしたことと 思いますとの旨の供述記載

被告人Cに対する司法警察官の訊問調書中、昭和二十三年八月三十一日 朝、北海道と松本から來た職場離脱者十一人位と高山機関区の機関士二人、機関助 知、北海道と松本から水に戦場離脱有十一人位と高山機関区の機関エー人、機関助士十五六人と座談会を開きました。そして北海道や松本の離脱者から職場を放棄して來た理由などを開き、私共の意見が一致し、私共は北海道や松本の者を見殺しにするなと云つて立ち上つたのであります。そして誰が云い出すともなく職場放棄することに意見がまとまりました。しかし、全員が離脱すると事は大げさになるし、進駐軍の列車はは動かさねばならないから、その日行くと云う者が集つたところ、 十二人ありましたとの旨の供述載

を綜合して、之を認める。 被告人等及び弁護人は、本件公訴の根拠となつた政令第二〇一号は、憲法その他 の法令に違反する無効のものであると主張するにつき、この点につき判断する。 政令第二〇一号は、昭和二十年九月二十日勅令第五四二号ポツダム宣言ノ受諾二 伴ヒ発スル命令二関スル件(以下ポツダム勅令と略称する)に基き、発せられたも ので、ポツダム勅令が旧憲法下に於ては勿論、新憲法下に於ても法律と同一の効力 を有する有効な命令であることは、曩に最高裁判所の判例(昭和二十三年六月二十三日大法廷判決)の示すところである。よつて政令第二〇一号がポツダム勅令に規定する要件に欠くことがなく、新憲法第二八條に違反しないことを明かにする。 ポツダム勅令に基いて政令その他の命令を制定するには、同勅令に規定するよう に、連合国最高司令官の爲す要求に係る事項を実施するため、特に必要な場合でな ければならないが、連合国最高司令官の要求は、、特別に一定の形式を以て爲され ることを要件としているものでなく、同司令官の表示した意思の解釈によつて、要 求であるか否かを定めるべきである。而して要求か否かの最終的有権的解釈権は、 同司令官に専属するものであつて、政令第二〇一号を制定するに当り、政府は、同 司令官の要求に基くものであるか否かを確めた上、制定したもので、このことは昭

次に I 書簡に於ては、公務員について、現業非現業の区別を認めているが、この明確な区別は、それ等の政府事業が I 書簡の所謂公共企業体に組織された後に採用されるべきであつて、それまでは、暫定的措置として、従來通り、それ等の政府事業に従事する者に対し、一般の公務員と同様の取扱をするととはやむを得ないところであると解される。政令第二〇一号は、改正公務員法、公共企業体に関する各種の法律が成立するまでの暫定措置であるから、現業員たる公務員については、 I 書簡は、要求たるの性質を帯びなないと論するととは正当でない。

従って、政令第二〇一号は、前記のように公共の福祉に反するものと考えられた所謂八・七ストを回避すると共に公務員の争議行爲を防止するために改正国家公務員法又は公共企業体労働関係法が成立公布されるまでの暫定措置として制定せられたもので、やむを得ない緊急措置であり、且つ法律と同一の効力を有するもので、憲法並にポツダム宣言に違反しない有効のものである。この点に反する弁護人並に被告人等の主張は、全く理由がない。

弁護人は、国鉄職員については、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二五六号)第三四條第三五條により、国家公務員法は適用されず、その労働関係については、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二五七号が適用され、これによる

と争議行爲の禁止規定はあるが、罰則がなく(同法第十七條第十八條)、而して右両法律は、昭和二十四年六月一日から施行(昭和二十四年法律第八三号公共企業体労働関係法の施行に関する法律、昭和二十四年法律第一〇五号日本国有鉄道法施行法)されているから、裁判所に於ては、政令第二〇一号は廃止されたことになる。それ故被告人等に対しては、犯罪後刑の廃止があつたものとして免訴の判決があるべきものであると主張する。

法律に照すに、被告人等の判承所爲は、昭和二十三年七月三十一日政令第二百一号第二條第一項第三條刑法第六十條に該当するので、所定刑中、懲役刑を選択し、その刑規範囲内で、被告人Aを懲役四月に、被告人B、同C、同Dを各懲役二月に処するが、情状刑の執行を猶予するを相当と認め、刑法第二十五條に則り、本裁判確定の日から、被告人Aに対しては三年間、被告人B、同C、同Dに対しては各二年間、右刑の執行を猶予し、訴訟費用については、刑事訴訟法施行法第二條、旧刑事訴訟法第二百三十七條第二百三十八條を適用し、全部被告人等の連帯負担とする。

よつて、主文の通り判決する。 (裁判長判事 堀内齊 判事 鈴木正路 判事 赤間鎮雄)